

表題部所有者の登記のお知らせ

下記２の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１５条第１項の規定による登記を下記５及び６のとおり行う予定です、お知らせします。

令和７年９月３０日 福井地方法務局 登記官 大 鹿 和 之

記

１ 手続番号

第２１００－２０２３－０３６７号

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

福井市大宮町６０字正仏３１番

３ 地目

山林

４ 地積

５９５㎡

５ 抹消する登記事項

持分４分の１	堂本徳左衛門	４分の１	上野栄三郎	４分の１	清水市右エ門	４分の１	新屋重兵衛	４分の１	宮田七郎丸
４分の１	西井甚左エ門	４分の１	滝島奥左エ門	４分の１	谷口彦兵衛	４分の１	高瀬治兵衛	４分の１	堂前弥左エ門
４分の１	酒井徳兵衛	４分の１	林五郎兵衛	４分の１	酒井のぶ	４分の１	前田新兵衛	４分の１	宮田重右エ門
４分の１	松浦甚右エ門	４分の１	玉田長八	４分の１	宮田清左エ門	４分の１	上野五郎左エ門	４分の１	中屋弥三吉
４分の１	宮田伝兵衛	４分の１	山田与門	４分の１	宮田伝右エ門	４分の１	玉田治郎右エ門	４分の１	長橋佐次兵衛
４分の１	小川長右エ門	４分の１	宮田七左エ門	４分の１	宮城開乗	４分の１	上野吉左エ門	４分の１	田中むめ
４分の１	宮田七郎兵衛	４分の１	宮田清蔵	４分の１	斉藤栄吉	４分の１	斉藤西兵衛	４分の１	玉田新右エ門
４分の１	宮田七郎右エ門	４分の１	川崎太右エ門	４分の１	小川長左エ門	４分の１	玉田治郎助	４分の１	高瀬惣左エ門
４分の１	上野五右エ門	４分の１	田中吉右エ門	４分の１	小川徳之丞	４分の１	林五郎右エ門	４分の１	七郎丸寅吉
４分の１	宮田法徳								

６ 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者がいない

[令和元年法律第１５号第１４条第１項第４号イ]